



## 平成28年度 協会けんぽ保険料率 3月分（4月納付分）から改定されます

平成28年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、本年3月分（4月納付分）\*からの適用となります。\*任意継続被保険者の方は4月分（4月納付分）から変更となります。

### 平成28年度都道府県単位保険料率

北海道	10.15%	滋賀県	9.99%
青森県	9.97%	京都府	10.00%
岩手県	9.93%	大阪府	10.07%
宮城県	9.96%	兵庫県	10.07%
秋田県	10.11%	奈良県	9.97%
山形県	10.00%	和歌山県	10.00%
福島県	9.90%	鳥取県	9.96%
茨城県	9.92%	島根県	10.09%
栃木県	9.94%	岡山県	10.10%
群馬県	9.94%	広島県	10.04%
埼玉県	9.91%	山口県	10.13%
千葉県	9.93%	徳島県	10.18%
東京都	9.96%	香川県	10.15%
神奈川県	9.97%	愛媛県	10.03%
新潟県	9.79%	高知県	10.10%
富山県	9.83%	福岡県	10.10%
石川県	9.99%	佐賀県	10.33%
福井県	9.93%	長崎県	10.12%
山梨県	10.00%	熊本県	10.10%
長野県	9.88%	大分県	10.04%
岐阜県	9.93%	宮崎県	9.95%
静岡県	9.89%	鹿児島県	10.06%
愛知県	9.97%	沖縄県	9.87%
三重県	9.93%		

※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、これに全国一律の介護保険料率（1.58%）が加わります。

※変更後の健康保険料率と介護保険料率の適用は、一般の被保険者は3月分（4月納付分）、任意継続被保険者及び日雇特例被保険者は4月分からとなります。

# SATO'S NEWS LETTER

2016年3月号  
(No.77)

## CONTENTS

- 平成28年度 協会けんぽ保険料率 .....P.1
- 助成金情報（正社員や多様な正社員への転換等の支援を拡充） .....P.2
- マイナンバー受け取り拒否によるペナルティはあるのか？ .....P.3
- 人事労務ニュース .....P.3
- スタッフ紹介/セミナー情報 .....P.4

## 3月の社会保険労務と税務

10日

- 一括有期事業開始届
- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付

15日

- 個人事業税の申告
- 所得税の確定申告期限

31日

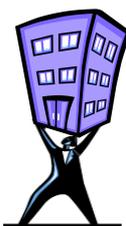
- 健康保険・厚生年金の保険料納付

公式 Facebook ページ開設



いいね！

## 助成金情報



# 正社員や多様な正社員への転換等の支援を拡充

## ～キャリアアップ助成金の拡充～【平成28年2月10日改正分】

平成28年2月10日に雇用保険法施行規則の一部を改正する省令が公布されました。これによって、雇用関係助成金の一つであるキャリアアップ助成金の内容が拡充されました。(キャリアアップ助成金は主に、非正規社員の正社員転換や人材育成制度の整備等を支援する助成金です)



例えば、中小企業が有期契約社員を正規雇用転換した場合の助成金は、**50万円/人から60万円/人**に拡充されました。  
また、中小企業が多様な正社員(限定正社員)を正規雇用転換した場合、**20万円/人**の助成金を支給するコースが新たに設定されました。

## 正社員や多様な正社員への転換等の支援を拡充

### ～キャリアアップ助成金の拡充～【平成28年2月10日改正分】

#### 1. 正規雇用等転換コース

※ ( ) 内は中小企業以外の額です。

- 有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合
  - ① 有期→正規 **1人当たり 60万円 (45万円)** [改正前 50万円 (40万円)]
  - ② 有期→無期 **1人当たり 30万円 (22.5万円)** [改正前 20万円 (15万円)]
  - ③ 無期→正規 **1人当たり 30万円 (22.5万円)** [改正前 30万円 (25万円)]

#### 2. 多様な正社員コース

- 有期契約労働者等を多様な正社員に転換または直接雇用等した場合
    - ① 有期→多様な正社員(勤務地・職務限定正社員、短時間正社員)  
**1人当たり 40万円 (30万円)** [改正前 30万円 (25万円)]
    - ② 無期→多様な正社員  
**1人当たり 10万円 (7.5万円)** [改正前 30万円 (25万円)]
    - ③ 多様な正社員→正規 **1人当たり 20万円 (15万円)** 新規
- (注) 正規→短時間正社員の助成対象となった者を除きます。
- ※ ①②は、勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合  
**1事業所当たり10万円 (7.5万円) 加算** 加算措置に変更

※ 正規雇用等転換コース、多様な正社員コースでは、対象者が派遣労働者の場合や母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合等に加算措置があります。

#### 3. 人材育成コース

- 有期実習型訓練修了後、対象者を正規雇用労働者等に転換した場合  
OFF-JTにかかる経費助成の上限額 ※実費を限度
- |              |                          |                   |
|--------------|--------------------------|-------------------|
| 100h未満       | <b>1人当たり 15万円 (10万円)</b> | [改正前 10万円 (7万円)]  |
| 100h以上200h未満 | <b>1人当たり 30万円 (20万円)</b> | [改正前 20万円 (15万円)] |
| 200h以上       | <b>1人当たり 50万円 (30万円)</b> | [改正前 30万円 (20万円)] |

## マイナンバー受け取り拒否によるペナルティはあるのか？



### ■ マイナンバー通知カード 全体の4.6%で未達

総務省は、マイナンバーを記載した「通知カード」について、平成28年2月9日時点で**全体の4.6%にあたる約267万通**が、いまだに市区町村に保管されていることが総務省の集計で明らかになりました。

とはいえ、1月15日時点では全体の5.7%（約331万通）が未達でしたが、1カ月弱で60万通以上減ったこととなります。



### ■ 受け取らなかったことでの「罰則なし」

◇ マイナンバーは平成27年10月5日の住民票情報に基づき、既に一人に一つの番号が決まっています。10月以降、簡易書留で送付されたマイナンバーの通知カードを受け取拒否された場合、住民票のある市区町村に返還されることとなります。



◇ 税や社会保障の手続きが必要なため、勤務先などからもマイナンバーの提示を求められるようになりますし、社会保障の手続きで市区町村などからも提示を求められます。住民票のある市区町村で受け取っていただくよう、お願いします。

◇ なお、通知カードを受け取らなかったことのみをもってペナルティなどはありませんが、各種申請など自分のマイナンバーを提供する際にその番号が正しいことを証明する必要があるため、マイナンバー（個人番号）付の住民票を取得していただくといった負担が生じます。



## 人事労務ニュース

### ● 「同一労働同一賃金」実現に向け法改正検討へ

安倍総理大臣は、「同一労働同一賃金」（同じ仕事に対しては同じ賃金を支払うこと）を実現させるため、労働契約法、パート労働法、労働者派遣法の3法について改正を検討していく方針を示しました。

5月にまとめる予定の「1億総活躍社会に向けた中長期計画」に方向性を盛り込む考えです。



### ● 正社員数が8年ぶりに増加

総務省が2015年の「労働力調査」を発表し、正社員数が8年ぶりに増加したことがわかりました。

新たに働き始める女性や高齢者が増えたほか、パートやアルバイトから正社員に転換するケースも多かったようです。雇用者数は、正社員が前年比26万人、非正規社員が同18万人増加しました。増加数で正社員が非正規社員を上回ったのは21年ぶりです。

## スタッフ紹介



社会保険労務士法人サトー 東京事務所 所長

### 高野 美佳 (たかの みか)

血液型：B型、星座：おうし座、趣味：ミュージカル鑑賞、人形コレクション



はじめまして。1月から東京事務所に入所した高野美佳です。

出身は愛媛県四国中央市で、大学進学のため18歳から東京に移り住みました。大学卒業後、アメリカ系化粧品会社に入社し、29年間人事部で勤務しました。その中で結婚し、2人の子供を産み育てました。中学から私立の進学校に入れるも、長女はシンガーソングライター、息子はアニメーターになり、夢を追いかけしています。(笑)  
私の夢は女性であっても仕事を持ち続け、経済的に自立し、かつ家庭を持ち、子供を2人産み育てることでした。今では平凡であたり前のことですが、私が就職した頃は、男女雇用機会均等法施行前であり、女性は3年で結婚退職して専業主婦になることが普通でしたので、女性が仕事も家庭も手に入れるという二兎を追うことは非常に困難な道でした。  
そういった経緯から、私のライフワークは、「女性活躍推進」と「ワークライフバランス」です。今の私の夢は、「女性活躍推進」と「ワークライフバランス」という言葉が死語になる社会を作るお手伝いをする事です。どうぞよろしくお願い致します！



社会保険労務士法人サトー 広島事務所 指導員

### 藤本 雅則 (ふじもと まさのり)

血液型：O型、星座：さそり座、趣味：ゴルフ、ドライブ



昨年4月に指導員としてサトーに入社いたしました。

前職では約11年間、高齢者介護事業に携わっていました。新たな分野で何事にも積極的に挑戦していきたいと思います。お客様のご要望にいち早くお応えできるよう、日々努力を重ねてまいりますので、今後とも末永くよろしくお願い致します。

## SATO'S INFORMATION



### ◆ おすすめセミナー情報 ◆

#### 新人向け「自走力」が身につく新入社員研修



ビジネスマナーはもちろん、普段の自分自身の行動パターン、コミュニケーションや対人関係の傾向を知ることによって周囲への関わり方を学ぶことができます。考えはあるのに自己表現できていない、指示されたことはきちんと対応するのに、自らチャレンジはしない新人の意識と行動を変えませんか？

- 日程：4月4日(月) 13:00～17:00 / 4月5日(火) 9:30～17:00
- 場所：MDX 広島ビル8階 セミナールーム ■受講料：10人未満 10,000円、10人以上 8,000円

社会保険労務士法人サトー 広島事務所  
730-0051 広島県広島市中区大手町 1-6-2 MDX 広島ビル5階

月～金 9:00～18:00  
電話：082 (546) 2080 FAX：082 (546) 2081

社会保険労務士法人サトー 東京事務所  
101-0032 東京都千代田区岩本町 3-1-9 リブラ岩本町 I 6階

月～金 9:00～18:00  
電話：03 (5829) 8982 FAX：03 (5829) 8983